



平成 24 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 日 本 橋 梁 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 坂 下 清 信
コ ー ド 番 号 5912 東 証 ・ 大 証 第 一 部
問 合 せ 先 執 行 役 員
管 理 グ ル ー プ リ ー ダ ー 川 岡 靖 司
TEL 078-941-4027
URL www.nihon-kyoryo.co.jp

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 15 日開催の取締役会において、定款の一部変更について、下記のとおり決議いたしました。

平成 24 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会に付議いたします。

記

1. 変更の理由

第一回優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式についての記載および種類株主総会についての記載を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1億3,880万9,400株とする。 <u>2. 当社の発行可能種類株式総数は、普通株につき1億3,880万9,400株、第一回優先株式につき500万株とする。</u>	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1億3,880万9,400株とする。 (削除)
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>普通株式、第一回優先株式それぞれにつき50株とする。</u>	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、50株とする。
(第一回優先株式) <u>第10条の2 当社の発行する第一回優先株式の内容は、次のとおりとする。</u> <u>当社は、剰余金の配当(配当財産の種類を問わない。)をするときは、第一回優先株式を有する株主(以下「第一回優先株主」という。)または第一回優先株式の登録株式質権者(以下「第一回優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>ち、<u>第一回優先株式1株につき年20円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の配当金（以下「第一回優先配当金」という。）を支払う。</u></p> <p><u>ある事業年度において、第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の総額が第一回優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>当社は第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者に対し、第一回優先配当金を超えて配当しない。</u></p> <p>2. <u>当社の残余財産を分配するときは、第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、発行価額相当額を支払う。第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>3. <u>第一回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>4. <u>当社は、法令に定める場合を除き、第一回優先株式について株式の併合または分割は行わないものとする。</u></p> <p>5. <u>当社は、第一回優先株主には、募集株式の割当を受ける権利または新株予約権の割当を受ける権利、株式無償割当もしくは新株予約権付社債の割当を受ける権利を与えないものとする。</u></p> <p>6. <u>第一回優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間中、当該決議で定める取得の条件で第一回優先株式の普通株式を対価とする取得を請求することができる。対価として交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、これを切り捨て、会社法第167条第3項に定める金銭の交付を行わない。</u></p> <p>7. <u>取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第一回優先株式は、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議で定める日（以下本項において「強制取得日」という。）において、第一回優先株式1株の発行価額相当額を強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合当該平均値が、第一回優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るとき、または上限取得価額を上回るときは、第一回優先株式1株の発行価額相当額をそれぞれ下限取得価額、または上限取得価額で除して得られる数とする。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(種類株主総会)</u> <u>第16条の2 第12条の規程は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会、および、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2. 第13条および14条ならびに第16条の規程は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p>	<p>(削除)</p>

以 上